

# 令和3年第8回美幌町議会臨時会会議録

令和3年10月18日 開会

令和3年10月18日 閉会

令和3年10月18日 第全号

## ○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定  
(諸般の報告)  
日程第 3 議案第 65 号 令和3年度美幌町一般会計補正予算（第8号）について  
日程第 4 報告第 16 号 専決処分の報告について（工事請負代金に係る支払遅延による損害賠償）

## ○出席議員

1番 戸澤義典君	2番 藤原公一君
3番 大江道男君	4番 高橋秀明君
5番 木村利昭君	6番 伊藤伸司君
7番 坂田美栄子君	副議長 8番 岡本美代子君
9番 稲垣淳一君	10番 古舘繁夫君
11番 上杉晃央君	12番 松浦和浩君
13番 馬場博美君	議長 14番 大原昇君

## ○欠席議員

なし

## ○地方自治法第121条第1項の規定による出席説明員

美幌町長 平野浩司君	教育委員会長 矢萩浩君
監査委員 高木清君	

## ○地方自治法第121条第1項の規定による出席受任説明員

副町長 高崎利明君	総務部長 小室保男君
町民生活部長 後藤秀人君	福祉部長 河端勲君
経済部長 石澤憲君	建設部長 那須清二君
病院事務長 但馬憲司君	事務連絡室長 志賀寿君
総務課長 関弘法君	財務課長 吉田善一君
町民活動課長 佐々木斎君	農林政策課長 田中三智雄君
建設課長 御田順司君	環境管理課長 鶴田雅規君
教育部長 遠藤明君	監査委員事務局長 遠國求君
監査委員事務局次長 小室秀隆君	

## ○議会事務局出席者

事務局長 遠國求君	次長 小室秀隆君
議事係長 高田秀昭君	庶務係長 田村剛君
庶務係新田麻美君	

午前10時00分 開会

### ◎開会・開議宣告

○議長（大原 昇君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、令和3年第8回美幌町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

### ◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大原 昇君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、10番古館繁夫さん、11番上杉晃央さんを指名します。

### ◎日程第2 会期の決定

○議長（大原 昇君） 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

去る10月14日、議会運営委員会を開きましたので、委員長から報告を求めます。

13番馬場博美さん。

○13番（馬場博美君）〔登壇〕 令和3年第8回美幌町議会臨時会の開会に当たり、去る10月14日、議会運営委員会を開催しましたので、その内容と結果について報告いたします。

本臨時会に付議された案件は、補正予算1件、報告事項1件であります。

以上の内容でありますので、本臨時会の会期については、本日1日限りといたします。

議員各位は、さきに質問した議員との重複質問を避け、簡潔な発言に努め、慎重なる審議に皆さんの協力をお願いするとともに、行政職員の皆さんには、真摯な答弁と対応をお願いし、議会運営委員会委員長としての報告といたします。

○議長（大原 昇君） お諮りします。

ただいま、議会運営委員会委員長から報告のあったとおり、本臨時会の会期を1日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は1日間と決定しました。

### ◎諸般の報告

○議長（大原 昇君） 諸般の報告を行います。

諸般の報告については、事務局長から報告させます。

○事務局長（遠國 求君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。朗読については省略させていただきます。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づく出席説明員につきましても、印刷したものを配付しておりますので、御了承願います。

また、本臨時会中、町広報及び議会広報用のため写真撮影を行いますので、御了承願います。

なお、報道機関の写真撮影及びパソコンの使用を許可しておりますので、併せて御承知おき願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

### ◎提出案件の概要説明

○議長（大原 昇君） 町長から、本臨時会に提出しております案件について、概要説明をしたいとの申出がありますので、発言を許します。

町長。

○町長（平野浩司君）〔登壇〕 本日、ここに令和3年第8回美幌町議会臨時会が開

催されるに当たり、御出席を賜りました議員各位に対しまして、心から感謝いたしますとともに、提出案件の概要について御説明を申し上げます。

令和3年度一般会計補正予算（第8号）につきましては、公共交通維持確保改善事業として1,734万9,000円を、ごみ処分場維持管理事業、修繕料として88万円を、畑作構造転換事業の実施に伴う農林水産省の間接補助として2,840万2,000円の増額を行おうとするものであります。

なお、細部につきましては、後ほどそれぞれ御説明申し上げますので、御審議の上、原案に御協賛を賜りますようお願い申し上げまして、提出案件の概要説明といたします。

以上、よろしくお願い申し上げます。

### ◎日程第3 議案第65号

○議長（大原 昇君） 日程第3 議案第65号令和3年度美幌町一般会計補正予算（第8号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（小室保男君） 議案書の3ページになります。

議案第65号令和3年度美幌町一般会計補正予算（第8号）について御説明を申し上げます。

令和3年度美幌町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,663万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ116億121万5,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書により御説明いたします。

歳出から御説明いたしますので、議案書の12、13ページをお開き願います。

3、歳出になります。

2款総務費、1項総務管理費、6目辺地対策費、1、生活バス路線等維持事業費の増、1,734万9,000円につきましては、市街地バス路線の見直しとデマンド型交通の実証運行開始に向けた予算の追加になります。

交通事業者をはじめ、道路管理者や地域住民などで構成する地域公共交通活性化協議会におきまして、持続可能な地域公共交通の実現に向け、協議を進めてまいりましたが、市街地バス路線の経路等の見直しと運賃の改定、デマンド型交通の実証運行につきまして協議が整いましたので、新年度、令和4年4月以降から新たな運行体系へ移行するための経費を予算計上するものでございます。

まず、下から4行目の車両556万円につきましては、デマンド型交通に使用するワンボックスタイプの車両を1台購入するための費用になります。

定員は10名、乗客8名までの乗車が可能な車両を購入し、手すりや格納式ステップを装備するなど、高齢者の方も安心して利用のできる車両といたします。

乗降するバス停を事前に電話予約いただくことで、路線バスに比べて乗車、移動の時間は短く、利便性が高まるとともに、利用される方がいない場合は運行いたしませんので、効率的な運行体制を確立できるものと考えてございます。

運賃につきましては、中学生以上が300円、小学生は150円になります。

2行目の手数料1万4,000円につきましては、車両購入時に負担するリサイクル料を、3行目の保険料8万円は自賠責保険料を、1番下の公課費1万3,000円は自動車重量税を、それぞれデマンド型交通に使用する車両購入に係る経費について予算計上しております。

業務等委託料の1行目、公共交通ロゴ等作成業務委託料18万7,000円は、デマンド型交通に使用する車両のロゴ、ラッピ

ングのデザイン作成に要する経費になります。

委託料の2行目、公共交通パンフレット作成業務委託料57万8,000円は、バス路線の経路やデマンド型交通の実証運行を周知するパンフレット、A3版1万5,000枚を作成する経費になります。

補助金、公共交通維持確保改善事業補助金1,091万7,000円につきましては、バス路線の経路見直しに伴い、老朽化したバス停の全てを更新するもので、バス停標識145基を購入する交通事業者に対しまして、その費用を補助いたします。

バス停の標識は、本来、交通事業者が整備し管理するのが一般的であります、デマンド型交通の乗降場所としても使用するため、購入費用の全額を町が補助いたします。

なお、バス停の設置費や維持管理費、現バス停の撤去費用につきましては、交通事業者の負担となります。

運賃につきましては、これまで100円に据え置いてまいりましたが、人口減少が進む中にあって持続可能な公共交通体系を維持するには、利用者の皆様に一定程度の負担増をお願いせざるを得ない状況にあることから、中学生以上を150円に、小学生を80円に改定いたします。

市街地バス路線の経路等の見直しと運賃の改定、デマンド型交通の実証運行につきましては、いずれも新年度、令和4年4月以降からの開始を予定しております。

次に、中段の4款衛生費、2項清掃費、1目塵芥し尿処理費、3、ごみ処分場維持管理事業費の増、修繕料88万円につきましては、登栄の廃棄物処理場の構内に落雷があり、電柱に設置された地中負荷開閉器が焼損したため、その修繕費用を予算措置するものでございます。

地中負荷開閉器は、電力会社から使用者が電力を引き込む責任分界点に設置される保護装置でありまして、落雷等による電気

事故が発生した際には、近隣への波及事故を防ぐため電路を遮断する役割を担っています。

ごみ処分場の敷地境界の電柱に地中負荷開閉器を設置していますが、9月23日14時過ぎに発生いたしました落雷により、その開閉器が焼損し停電が発生したところでございます。

ごみの受入れや処理に影響がないよう、現行の予算内で直ちに修繕対応し、翌24日に復旧済みであります。今後の施設や設備の緊急修繕に対応できるよう、予算執行した修繕料につきまして予算の増額を行おうとするものであります。

なお、停電中につきましては、発電機を使用することで処理場の運転には影響がなかったことを御報告いたします。

次に、6款農林水産業費、1項農業費、4目農業振興費、9、畑作構造転換事業費の増、補助金、畑作構造転換事業補助金2,840万2,000円につきましては、畑作営農の大規模化に対応するため、農林水産省の間接補助を受けまして省力作業機械を導入するもので、補助金の割当内示を受けたことから、予算計上するものでございます。

事業の実施主体は、農業者で構成される機械利用組合など五つの組織で、G P S付トラクター、大豆コンバイン、ポテトハーベスターなどの省力作業機械の導入に対して、事業費の2分の1を国が補助するものであります。

次に、歳入について御説明いたしますので、議案書10ページ、11ページにお戻り願います。

2、歳入になります。

16款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節の総務管理費補助金、1,210万円につきましては、バス路線の見直しとデマンド型交通の実証運行に係る事業費の財源といたしまして、地方創生臨時交付金を充てるための予算計上に

なります。

なお、令和3年度において本町へ配分される地方創生臨時交付金の総額は、2億240万2,000円であり、今回の補正により、1億9,501万3,000円を充当したことになります。

予算化されていない交付金、残る738万9,000円につきましては、感染拡大の影響を注視の上、必要な感染防止対策、経済対策等に有効活用してまいりたいと考えてございます。

次に、17款道支出金、2項道補助金、4目農林水産業費道補助金、1節の農業費補助金、2,840万2,000円につきましては、歳出で御説明いたしました畑作構造転換事業補助金の増額補正であり、農林水産省の間接補助になります。

21款繰越金、1項、1目、1節前年度繰越金612万9,000円につきましては、今回の補正予算の財源といたしまして、前年度繰越金を充てるもので、今回補正後の繰越金の支消残につきましては、1,382万5,000円となります。

以上、議案第65号令和3年度美幌町一般会計補正予算（第8号）につきまして御説明を申し上げました。

よろしくお願ひいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

11番上杉晃央さん。

○11番（上杉晃央君） それでは、13ページの生活バス路線等維持事業費の増についてお尋ねいたします。

先ほどの説明で、10人乗りのデマンドのバスを導入して、実証実験をしたいということですが、この実証運行の期間と、本格実施を最終的に判断して、移行する時期はいつなのかということが1点でございます。

それから、事前予約システムというのは、具体的にいつまでに決まるのかということです。

あわせまして、今回、バス路線の運行区域を見直して、対象自治会を増やしたと聞いておりますけれども、美里、新興、日甜の自治会のほか、三橋南団地についてはバス停がないということで、これらのデマンドの利用も可能という説明でございましたが、地域への説明はいつ頃されるのか。

3点目、今回の路線の見直しあるいはデマンド運行をすることによって、運賃の値上げを計画されているようですが、これらのバス運行に係る経費に対して、値上げ後の運賃収入はどの程度の割合となるのか。

それから、最後4点目ですけれども、美幌駅循環線と、美幌駅元町青葉経由旭小学校線、これらのバス停の数がどういうふうになるのかと、運行にかかる所要時間が何分ぐらいかについて、4点よろしくお願ひいたします。

○議長（大原 昇君） 町民活動課長。

○町民活動課長（佐々木齊君） 御答弁申し上げます。

まず、デマンドの実証運行の期間につきましては、何か月やるということは具体的にまだ定まっていないのですが、先ほど総務部長から説明がありましたとおり、4月以降に実証運行したいということで考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

また、本格運行の時期につきましては、実証運行を踏まえまして本格運行を考えていくこととしておりますので、こちらの時期についても実証運行の状況を見ながら考えていきたいと思いますので、あわせて御理解をお願いしたいと思います。

次に、事前予約につきまして現在考えているのは、電話での予約を考えておりまして、事業者と調整を進めているところでございますので、御理解をお願いしたいと思います。

バス路線につきまして、説明はいつかというお話をいただきましたが、これからパブリックコメントを実施いたしまして、具

体的な運行時刻などを事業者と調整して決めまして、決まりましたら、早ければ年明けにでも実施していきたいと考えているところでございます。

また、運賃の値上げ後の割合につきましてですが、現在、美幌循環線は100円の運賃で実施しております、運行経費に要する運賃収入割合が約15%となっております。

新しいバス路線に見直しをして、乗車の人員の目標を立てまして、その結果、新しい運賃での運行経費に対する運賃収入の割合は3割を目指しているところでございます。

最後にバスの所要時間でございますが、美幌小学校から元町、南公住、それから青葉を経由する路線につきましては、片道の運行で約45分の運行時間を見込んでおります。

また、美幌駅から三橋町、報徳の陽光台を通るもの、美園団地を経由するものにつきましては、行って戻ってくるような路線になっておりますが、駅から美園団地までの運行時間につきまして40分前後で調整しているところでございますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 11番上杉晃央さん。

○11番（上杉晃央君） 実証運行期間が4月以降どの程度になるかは今後検討していくことですけれども、この計画自体は5年間でしたか。その中で、通常、実証運行を5年間ずっと恐らくやらないと思うのですけれど、最低1年ぐらいは実証して、利用者のニーズを聞いた上で本格的な実施をいつにするかということについて判断されるのか、1年ぐらいは実証をするのかどうかということの確認です。

それから、2点目の関係で、パブリックコメントなどをやりながら、今後具体的な方向が固まってきた時点で説明を考えているということで、先ほど申し上げました美

里、新興、日甜自治会のほか、三橋南団地はバス停が入っていないということで運行も可能だというお話をしたけれども、この対象区域については、パブコメで求めて、意見が出てくるかどうかはわかりづらいので、地域にこういうデマンドという形の予約システムを入れることを個別に説明されて、住民の理解を得ようとしているのか、その辺の状況です。

この点について、2回目の御説明をいただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 町民活動課長。

○町民活動課長（佐々木斉君） まず、実証運行の関係だったと思うのですが、先ほど議員がおっしゃったように、計画は5年間の計画となっております。

その5年間を全て実証運行するではなくて、実証運行をどういう期間でやるかまでの細部は詰めていないですが、例えば、運行の間隔を何分置きにしたらいいかとか、そういうことを実証でやって、例えば、もう少し広げないと事業者が運行できないとか、もう少し短くても大丈夫かとか、検証する項目が幾つかございますので、そういうものを見ながら実証したいと考えておりますので、期間についてはすぐにお答えできなくて申し訳ないのですが、実証の項目だと、乗車の割合だと、周知だとかも含めてやっていきたいと考えておりますので、その辺につきましては御理解していただきたいと思います。

それから、パブリックコメントにつきましては、現在、活性化協議会で作成しました地域公共交通計画案につきましてパブリックコメントを実施したいと考えております。

そのパブリックコメントの実施結果に基づきまして、最終的に協議会で計画書として作成を決定し、それを美幌町の地域公共交通計画とするという考えであります。

パブリックコメントにつきましては、計画について実施しようということで考えて

いるのですが、並行して進めていたのがバス路線の見直しだったものですから、そちらにつきましては、これまでまちづくりミーティングなどで意見交換をさせていただいた経過がございます。

それを踏まえまして、ほぼ決まってきたものにつきましては、年が明けてから路線の決定だとか、運賃だとか、このデマンド型の実証だとか、市街地の全ての地域の皆さんに御説明したいと考えているところでございますので、御理解をよろしくお願ひしたいと思います。

また、先ほど質問いただきましたバス停ですが、美幌駅から元町、南団地を通って旭小学校に行く路線につきましては、バス停の数が39でございます。

また、もう一つの三橋を通って、稻美、美園団地に至るほうにつきましては37となりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 11番上杉晃央さん。

○11番（上杉晃央君） それでは最後に、これからパブコメの中で具体的なものが煮詰まってきた時点で、先ほどの説明ですと、全地域に関わることなので全町民を対象に説明したいということでしたけれども、先ほど挙げた四つの区域については、残念ながら努力したけれどもそういうコース取りができないということでありましたので、その部分は丁寧に、デマンド型という方式によって住民の利便性を何とか改善したいという町の考え方を、計画は計画として全体的に説明しても、そのエリアの方には丁寧に説明をしていくべきではないかと考えますが、その辺についてどのように考えていらっしゃいますか。

○議長（大原 昇君） 町民生活部長。

○町民生活部長（後藤秀人君） 上杉議員からいただきました部分につきましては、年明けを目標に、各対象の地域の皆さんに対して丁寧に御説明していきたいと考えて

おります。

よろしくお願ひします。

○議長（大原 昇君） 12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩君） 上杉議員の質問の延長になるのですけれど、同じく13ページの生活バス路線等維持事業費について、質問を細かくすると大変なので、まず一つ目から。

今の上杉議員の説明を聞いたのですけれど、このバス路線を運行するのは、説明会を開いて、路線を決定してからだと言ったのですけれど、その決定をする前に、来ている路線はこの間の委員会で示されたのですけれど、これはまだ変更できる余地があると聞こえたのです。

それであれば、誰と協議をして路線を変更できるのか。いつできるのかということを明確にしたほうがいいのかなど。

町民に対する説明も、決まってからではなくて、当然町民の人たちの意見を聞くと今説明されたのです。その辺がいつ、誰と最終決定できるのかということを大きく述べてください。

まず1点です。

次に、この間、運行計画をもらったのですけれど、これを読んでいて文章がわからなかつたのですけれど、今回の路線を変える目的です。

平成16年につくったときは、高齢の人が多い元町と美園の人たちをどうするかという前提で考えた。その理由は、あくまでも美幌町内の商店街、そして病院関係に高齢者、町民にきちんと循環バスで利用してもらおうという、目的が町民の足のため、目標は商店街、病院、そういうところを運行しようと。

なおかつ、これをつくったときは商業活性化のときでしたから、なるべく商店街に来てもらおうという前提があったのです。

今回このルートを変更するに当たって、その目標をどうしたのか。そして、目的

は何のためにバス路線を変えることを英断したのか。その説明がまだ見えていないので、お願ひしたいなど。

今、大きく二つですけれど、三つ目、このルートです。

ルート案ができているという形にしか聞こえなかつたのですけれど、このルートはいったい誰が決めたのか。

この間、委員会で聞いたのですけれど、ミーティングに出ている自治会の人たちはほとんどバスに乗っていない人でした。バスに乗っている人の意見をどうやって吸い上げてたのかと思ったのですけれど、会議には乗っている人が来ていないという説明を受けたので、そうであれば、このルートは誰が決めたのか素朴に思うので、説明をお願いします。

この三つ。

○議長（大原 昇君） 町民活動課長。

○町民活動課長（佐々木斉君） 御答弁申し上げます。

まず、私の説明が足りなくて申し訳なかったのですが、パブリックコメントを実施いたしますので、計画書の案につきましては、パブリックコメントからいただいた御意見を通常のパブリックコメントと同様に踏まえて、最終の計画書につなげていきたいと考えております。

それから、バス路線につきましては、この計画書の中で市街地交通の見直しという計画を含めておりますので、市街地交通の見直しの結果、このようにバス路線を見直すということで並行して進めさせていただきました。

こちらにつきましては、交通事業者と現地を確認しながらルートを決めて、先日の活性化協議会の中でバスルートの変更を決定したところでございますので、これから御意見をいただくということは多々あろうかと思うのですが、このバス路線につきましては、先日の常任委員会でも御説明させていただいたのですが、この計画の期間中

を実証運行的本格運行といたしまして、これから寄せられた意見を、この計画が満了となる頃に必要な次期計画策定時に伴う御意見として賜ってまいりたいと考えておりますので、その点につきましては御理解いただきたいと思っております。

また、バスルートをどういうふうに決めたかというお話をございますが、現在の美幌循環線につきましては、循環路線であるがゆえに運行区域の拡大が難しいという現状がございました。

また、アンケート調査により町民の皆様方から寄せられた意見は、大型商業施設や民間の医療機関にも行きたいという御意見もありましたし、所管委員会の調査報告の中にも民間病院等を区域に含めるよう意見をいただいたところでございます。

それを踏まえまして、現在の美幌循環線のバス停を引き継ぎ、さらに運行区域の拡大を図りまして、そして、大型商業施設や民間病院などを経由するような形で路線を考え、交通事業者と現地を確認して決めたところでございますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩君） 一つ目の質問は、これをいつから開始する。だから、ルートが最終決定するのはいつで、町民の意見を聞いてルートを変更できるのか。それができないという言い方に聞こえたけれど、そのところがわからないです。変更できるのか、できないのかという質問です。

その答えが出ていないので、それはいつから始めるのか。いつからというのが聞けないと二つ目の質問ができないので、困っているのです。

まずこれが一つ目の回答の回答。

それと、先ほど言ったルートを変える目標、この運行計画の大きな目標はどこに設定されているのか。

今の循環バスは商業界、高齢者、地元の病院だとか、そのルールをきちんとしようということも協議されたのです。今も医院の前は通っています。大型商業施設は、当時の美幌町にはシティ、ビッグハウスしかなかったですが、なるべく商店街活性化につなげようという前提があった。

今回は逆に、商店街のルートが減って、大型商業施設の前を通るとなれば、大きく運行バスの基準が変わるので、そうすると、当然商業界より、大型商業施設に行くとなれば、当時つくった人たちの思いが消える。その辺の説明が変わることになるので、その辺の意見交換をしっかり行ったのか。

協議会をやったというので、その辺についてもどうだったのか、もう1回聞きたいと思います。

あと、誰がルートをつくったのか。

このルートは業者がつくったルートなのか。誰が選んだのかを聞きたいのです。

どういう方がこのルートにしたのか、決めたのは誰か。

当然上がっているから行政だと思うのですけれど、これは行政が決めたということいいということですよね。

再度お願いします。

○議長（大原 昇君） 町民生活部長。

○町民生活部長（後藤秀人君） パブリックコメントにつきましては、公共交通計画に対するパブリックコメントという考え方です。

そして、この新路線の部分につきましては、基本的にはこの協議会で最終的に意見を出していただいて決定しているのですが、案をつくる前にアンケート調査、そして、まちづくりミーティングなど、あと商店街の方々からも御意見を伺いまして、それを基にこの路線図の案をつくっております。

様々な意見を自治会連合会ですか、そういう方々からも意見を募りまして、そ

れを基に今現在のニーズがどこにあるのか、そういったものを分析して、当然協議会の事務局である私どもの町民活動課が作成をして、そして協議会に諮ってという流れになっております。

そして、変更する目的という部分で、これも同じ内容になってしまいますが、それぞれのアンケート調査ですとか、町民の皆様方の意見を基に、ニーズを照らし合わせて、この新路線の案をつくり上げたという流れになっておりますので、御理解よろしくお願ひいたします。

○議長（大原 昇君） 12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩君） それでは3回目、最後になりますので、今聞いた確認ということで、このバス路線はこのまま変更しないでいかざるを得ないと聞こえたのです。そうすると、まずは最後の質問の1個目、このルートはいつ運行開始になるのか。

当然、陸運との話もありますから、そうなれば、前の日まで走っているビーボバスの名前が変わって循環バスになるとしても、バス停の設置とバスの掲示板の中身を変えるだとか、運行会社の作業は1日でできるのか。簡単にできないと僕は思うのです。

そこに係る経費は、ここには出ていないけれど、変更するときの経費が相当かかるのではないかと思うので、今回その予算が見えていないと思うのです。

そこが、まだ時間があると思ったけれど、今聞くとこのルートでいきますということで、最後その部分です。

それと、先ほど部長から説明を受けたミーティングの中で確認を取っているということで、商業者、そして、自治会からは誰が出たかわからないですけれど、商業者であれば商業者が各商店街に周知している、自治会なら連合自治会から各自治会に周知している。

僕は新町で役員をやっているけれど周知されていませんから、再度、商店街と自治会、連合自治会については周知したかというより、僕はいいですけれど、ただ、周知されていない単会がある中で、連合自治会がオーケーすることも普通ならあり得ないし、商店街も同じです。出た人ではなくて、各商店街の再確認をぜひ1回してみたらどうですかという思いがあります。

それと、この間も言ったのですけれど、今、4月という話ですけれど、設定するとしたら、3月中旬から設定しなければいけないとなれば、当然、バス停の周りに雪がありますから、その除雪は誰が経費を出すのか。4月以降ならいいですけれど、4月前は雪の中で作業するので、設置するお金、除雪関係の経費はいつ計上されるのかと思うのです。

委員会でも言いましたけれど、ここにも書いていますけれど、除雪です。今のルートも除雪がままならないところがあるのです。これについてはしっかりと確認してほしいということで言っているので、同じ回答でもいいですけれど、冬期のルート、新しいルートの除雪体制については担当部局としっかりと調整すると聞いたのですけれど、そのとおりで再度また同じ話をこの場でお願いします。

○議長（大原 昇君） 町民活動課長。

○町民活動課長（佐々木斉君） 御答弁申し上げます。

最初に、バス停の設置の関係からお答えいたします。

バス停につきましては、先ほど総務部長から説明がありましたが、今回のルート変更に伴いまして、バス停の更新につきましては町が補助金を出して、そして、新しいバス停の設置の費用、それから維持管理、旧バス停の撤去費用につきましては、バスの事業者が負担することとなっております。

上杉議員からの御質問もありました

が、年が明けてから地域にバス路線が変わるという説明をしてまいりたいと考えております。

現在の美幌循環線のバス停は49ございます。その49あるバス停の中で、法令上どうしてもバス停を置くことが難しいと言われているところとか、それから、交通事業者からここにあると間隔が狭過ぎるということで幾つか統合したり、ルートの関係で動かしたりするバス停がございます。

その統合したバス停もしくは異動したバス停も含めまして、そのバス停を全て引き継いだ形でルートをつくらせていただいております。

ですから、商店街も含めまして、一部移動する場所はありますが、現在と変わらない形でつくっております。これらを地域に御説明してまいりたいと考えているところでございます。

それから、ルートの除雪です。

ルートの除雪につきましては、関係部署と協力しながらしっかりと対応してまいりたいと考えておりますので、あわせてよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 町民生活部長。

○町民生活部長（後藤秀人君） 商店街、自治会等の御説明という部分です。

役員の方々と協議を進めて、意見を求めてきた経過がありますが、この計画書、さらに新路線、新たなデマンド交通、この部分も含めて再度しっかりと御説明していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（大原 昇君） 3番大江道男さん。

○3番（大江道男君） 3点御質問したいと思います。

一つは、路線が従来どおり2路線だという提案です。

このことに関しては、従来から道路が狭くて便利なところに停車場がないということも含めて、細かく系統路線をつくってほ

しいということで、議会の委員会からも2路線を3路線にするなど系統を増やすべきだと。これは、多くの町民の願いだと思うのです。

地域を網羅したとは言っても、2路線ではバス停までの距離が一定程度出てこざるを得ないということになりますので、現行2路線にした理由について、もう少し説明をお願いしたい。

二つ目は、空気を運んでいるように見られるので、大型バスを小型化すべきだということも町民から従来指摘をされていた部分です。

今回は、デマンドについては小型化することになっているのですけれど、大型バスを従来どおり使わざるを得ない2系統については、その理由をお示しいただきたい。

3点目は、特に峠の湯などへの路線の延長というのは従来からございました。

開設時点ではバス路線の中に施設はあった。ところが、路線が廃止された結果、行く手段がないということで、峠の湯の入浴者にも相当大きな影響を与えていたりとおもいます。

計画の中では、それはそれで検討したいというふうに受け取れるのですけれど、どのように将来、まず来年4月スタートの中には当然入っていないです。経済部の峠の湯の利用客を増やすための方策としてとか、他の方法で検討されるものだと考えるべきことなのかどうかも御説明をいただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 町民活動課長。

○町民活動課長（佐々木斉君） 御答弁申し上げます。

まず、バスの路線を3路線つくれなかつたのかということでございます。

3路線につきましても検討はいたしました。交通事業者でも協議を進めていただきましたが、運転手の不足や車両の調達などの関係から、現在と同じ2路線での運行ということでお話が出たものですから、3路

線は導入することができず、引き続き2路線で検討させていただいたところでございます。

バスの車両につきましては、今回、計画書を策定いたしまして、車両の購入につきましては国から補助を受けることが可能となります。車両の価格に対して2分の1の補助をいただけるのですが、残りの2分の1につきましては、事業者の財源の関係等もございまして、早急に更新するとすぐに判断できるものではございませんので、車両の小型化、更新だとか御意見をいただいているところでございますが、そういう事情もございまして、早急に対応できないということで御理解をお願いしたいと思います。

三つ目の峠の湯への運行拡大につきましては、今回の公共交通計画の中には、峠の湯をはじめ、近郊施設との移動サービスの研究・検討ということで項目を載せております。

そちらの中では、乗客のニーズの関係上、路線に組み込むことができないものであっても、何らかの手段でできないか検討していくということで項目を載せております。

時期がはっきり定まっているものではございませんし、方法も具体的に計画書に載せているものではございませんが、そちらの施設等との移動サービスについては、研究・検討という項目を載せておりますので、御理解を賜りたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 3番大江道男さん。

○3番（大江道男君） 再確認をしたいと思うのですが、現行2系統で走らざるを得ない最大の原因は、委託事業者の運転手確保に原因があるというお話です。

そこでお伺いしますが、バスの事業者は、大変経営が苦しいという状況に毎年追い込まれています。そうなりますと、現行

2路線も維持できない。運転手が足りないということが将来的には十二分に考えられます。

これらも含めて、運転手確保のために、町として取れる手段はないのかと思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

もう一つは、全部関連しますが、小型バスに変更というのは、大変合理的な町民の声です。狭い道も走れる。それから、バスの停留所についても場所を取らないということで、これも車両購入費については2分の1の助成はあるが、2系統の循環路線については従来どおり大型でいくということで、計画そのものも現在のバスの大きさをベースにして考えざるを得ないということになっているので、ここでも影響を受ける。

いずれ、車両購入で2分の1の助成金を使って購入する時期がやがて来ます。耐用年数を含めて。

事業者の財源を考えてということですけれど、事業者は委託を受ける、委託するバス会社の財源を考えてと聞き取れるのですけれど、町の予算で購入して、提供するということは最初の答弁の中には余地があるのかなと。

委託業者に余力がない場合、町が購入して小型化を図るという余地は論理的にはある。しかし、現在その方法は取らないということでしょうか。確認します。

3点目は峠の湯の入り込み客の関係で、現在よりもどんどん減っていくとなれば、施設の維持にも直接影響が出てくる問題です。

いつの時期に検討するという方向性が示されないと大変不具合だと思うのですが、これは、公共交通の中からは外して、別の方で考えるということでしょうか。

それとも、どこかの時点で、何年後かわからぬけれども、公共交通網の中に入れるとどうかも含めて考えるということを意

味するのか。その辺もお示しいただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 町民生活部長。

○町民生活部長（後藤秀人君） まず、1点目の路線が2系統のままということで、事業者の運転手確保の部分ですけれども、町として取れる手段はないかという部分ですけれども、この計画自体が5年間ということで進められておりますので、今後そういった部分も含めて検討していきたいと考えております。

あと、小型化への変更ということですけれども、地域公共交通につきましては、あくまでも事業者が運行しているということです。町が委託していることではなくて、このエリアを交通事業者が運行しているという考え方になりますので、基本的には車両も含めて事業者が準備するという考え方になりますが、地域の様々な状況もありますし、それは町としてどう考えていくか、できることがあるのか、そういうものは広くこの計画に基づいて今後検討していくという考え方でございます。

峠の湯の部分につきましては、この計画書の中にも記載しておりますが、過去に実証運行を試みたのですが、その現状と課題という部分で需要が伸びなかつたという現状があります。

ただ、当時と現在のニーズは違う状況もあると思われますので、そういうものも含めて、この計画期間中にしっかりとニーズを捉えて、今後どうしていくかということを検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（大原 昇君） 3番大江道男さん。

○3番（大江道男君） 2点再確認したいと思います。

バスの小型化などについて、その事業者が用意するものだということですが、今回の予算で、デマンドについては町が補助金を使って、2分の1お金を出して用意をす

るという提案です。

デマンドも含めて、公共交通の網の目をつくっていこうということで、デマンドのバスについては小型化できる。しかし、2系統については、補助残の2分の1は事業者が、事業者に能力がなければ従来どおりとなってしまうのですけれど、このデマンドと循環との整合が取れなくなりますが、矛盾しませんか。それが一つ。

それから、峠の湯については過去にも実証実験をやって、なかなか利用する人がいない。

今回もアンケートをやっていますけれど、希望者は結構いるのです。峠の湯に延ばしてほしいと。平日、祭日の希望がそこそこあると見ているのです。

これは政策的に考えた場合、町が1,300万円の運営の補助を出して、峠の湯をこれからも運営していこうというときに、峠の湯の利用料金が値上げとなって、乗客数が減ると見込まれているときに、このままでいったら運営費を増やさざるを得ないということになって、利用者はどんどん減るけれども、それは別の方法で補填をすることでは整合はとれないと思います。

5年間の計画の中で考えるということですけれども、5年間というのは峠の湯の存続に直結する期間です。

悠長には構えていられない問題も背後にあるので、提案に当たっては、その辺も含めて御説明いただかないと、なかなか判断がしにくいという要素を持っているので、これは町長になるのでしょうか、お考えを聞かせていただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 町民活動課長。

○町民活動課長（佐々木斉君） 車両の関係で御質問をいただきましたので、御説明させていただきます。

先ほども答弁いたしましたが、バスを購入する場合につきましては、上限額はあるのですが、国で2分の1補助するという制度がございます。

デマンドにつきましては、どういう車両サイズで実施するかはそれぞれの活性化協議会で判断されることだと思うのですが、美幌町の場合は、現在10人乗りの車両を使って運行したいと考えております。

これにつきましては、国の補助対象となるないので、交通事業者に補助を使って購入していただくことができないものですから、町で購入し、使用者となっていただくことで考えているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 副町長。

○副町長（高崎利明君） 峠の湯の関係でございますけれども、先ほどお話ししたとおり、公共交通網としての考え方につきましては、今後様々なアンケート等もありますので、ニーズの中で検討するということでございますが、公共交通網としての考え方でございまして、峠の湯としては利用促進に向けて、また新たに利用者のニーズというか、足を含めて、峠の湯の利用促進という観点で新たに施策を考えていきたいと考えておりますので、今回の公共交通網のバスの運行とは別に、町として峠の湯の利用促進策を検討したいというふうに、それは利用者の足も含めて考えていきたいと思しますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

5番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君） 私は、ごみ処分場維持管理事業費の増、88万円について1点伺いたいです。

今回、施設の中にある電柱に落雷があつて、そこの設備が破損したという説明でございましたが、こちらは電力会社との按分はないのかということと、全て町の所有の施設であるということであれば、そこに保険等の補償はかけていなかつたのかどうか、こちらを教えてください。

○議長（大原 昇君） 環境管理課長。

○環境管理課長（鶴田雅規君） 御質問に答弁申し上げます。

まず、電力会社との按分がないのかという御質問だったかと思いますが、今回の機器の破損につきましては、処分場の敷地内の開閉器となりますので、北電や電気保安協会とも確認はしましたが、修繕につきましては、処分場の負担という形になります。

保険の関係でございますが、現在まだ決定事項ではないですけれども、電気保安協会の受電設備保証というものがございまして、今こちらの申請をしているところでございます。該当になれば修繕の経費から免責の5万円と緊急対応費の一部を引いたものが保険として支払われるという保険でございまして、決定は来ていないのですけれども、現在申請をして、審査中という段階でございます。

以上です。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大原 昇君） これで質疑を終わります。

これから、議案第65号令和3年度美幌町一般会計補正予算（第8号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第4 報告第16号

○議長（大原 昇君） 日程第4 報告第16号専決処分の報告について。

お手元に配付しているとおり、報告書の提出がありましたので、お聞きすることが

あれば許します。

5番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君） 今回、事故が起こったということですが、このようなことが今後起こらないようにするための反省を踏まえた上での今後の対策、こちらを具体的にお示しいただけたらと思います。

○議長（大原 昇君） 建設部長。

○建設部長（那須清二君） ただいまの御質問でございますが、今回の事案につきましては、基本的な事務処理、また、会計処理の理解不足が原因でございまして、そういうことの対応ができなかつたことを大変申し訳なく思っております。

今後の対応でございますけれども、こういった基本的な事項の再度の研修といいますか、事項の周知、また、物理的なチェックといったしましては、チェックリストを別途作成いたしまして、契約から支払いまでを一元管理できるようにということで、これについては早速実行しているところでございます。

また、複数の目による確認・チェック、こういったものを徹底して、二度とこういうことが起きないよう対策を講じてまいりたいと考えております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 11番上杉晃央さん。

○11番（上杉晃央君） 今、木村議員から質問がありましたけれど、前回も類似の遅延が発生して、再発防止対策ということを議会の中でもなされています。

前回の再発防止対策と、今回を受けて、前回のがどういう対策だったのか、今回、さらにこれらを三度起こさないためにどんな再発防止対策を具体的に町として対応されるのか、その辺についてお答えいただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 副町長。

○副町長（高崎利明君） 前回と今回との再発防止対策の差ということでございます

が、前回まで起こった事案につきましては、それぞれ担当しているところで発注業務、支出業務と一元的にやっていた部分で起きたということがまず一つあります。

今回につきましては、工事請負契約ということで、契約事務と予算を執行する課が異なったという部分が異なっていますので、そのことを御承知おき願いたいと思います。

先ほど建設部長がお話ししたとおり、支払い遅延があったときは研修を実施し、また、それぞれの各担当課でチェックリストを作成して、確認体制を強化してという形を取っているところでございますが、今回の事例があったということで、各担当課でチェックリストをつくっていたのですけれども、今度は全庁的なチェックリストを作成して、そういうふうに予算執行と契約が異なるような場合もチェックできるような体制にまずはしていきたいと考えております。

それ以外に、今まで行っていたとおり、会計事務に係る事務処理の適切な執行体制の構築ということで、職員研修の実施、また、職場内での実施、それと会計事務につきましても、その課独自の事務もありますので、そういう部分を課内でしっかりと検証するという部分、それ以外に財務課、出納で行っている財務研修、会計研修を実施するとともに、再度、職員への法令遵守の啓発等の通知を出して、徹底していきたいと考えておりますので、御理解願いたいと思います。

○議長（大原 昇君） 11番上杉晃央さん。

○11番（上杉晃央君） 前回と今回のケースは、同じ部署で処理していたのと、契約と支出が別々の部署だったという違いがあると思うのですけれど、行政の職員は定期的に人事異動があって、そういう経理事務とか、会計事務をしたことのない職員が新たな部署で初めてやるということがあります

ますので、そういう基本的なことを行政の職員として、担当してもしなくても、基本的な基礎研修は総務でやっていると思うのですけれど、やはり事件が発生したときに、幹部職員から、月1回定例的にこういったことを防ぐための注意喚起をするとか、そういうことを繰り返しやっていかないとなかなか防げないと思いますので、美幌町だけではなくて、民間も含めて必ず同種の事故は何年かごとに出て、残念ながら再発するということが常でありますので、ぜひこういったことをきっかけに、毎月1回そういうことを励行していただきて、そういう喚起をして、防いでほしいと思います。

○議長（大原 昇君） 副町長。

○副町長（高崎利明君） ただいまの御指摘のとおりでございます。

研修の中には、当然、支出事務の適正化という形で、予算の執行状況の定期的な管理も含め、やれば防げるものでございますので、そういう部分を含めてしっかりと啓発等をしていきたいと思っております。

今回、基本的なことで事業者様に御迷惑をおかけし、町民の皆様、議員の皆様の信用・信頼を失墜する結果となったことを深くおわび申し上げますとともに、今回の事案を全職員で重く受け止めまして、再発防止に、先ほど言った部分を含めましてしっかりと取り組んで、町民の皆様の信頼を1日でも早く回復できるように、全力で取り組んでまいりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） こういうことが何回か議会に出てきています。チェックリストをつくってという話ですけれど、すごく多岐にわたりますし、たくさんの方が関わっているので、いろんな部署でこういうことが度々起こるのかなと思っています。

私はこれはどうかと思うのですけれど、業者から気軽に催促してもらう、こういうことも大切ではないかと思っているのです。

役場に仕事をもらっているので言いづらいというのではなくて、もっと気軽に、気軽にと言ったらおかしいですけれど、催促していただくような、そういう言いづらい体質があるのではないかと思いますので、発想を転換して、もっと気軽に催促してもらうようなことを何らかのときに言ってもいいのではないかと思っています。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（小室保男君） ただいま、岡本議員からの御質問というか、御意見というのでしょうか。

事業者の皆様から気軽にという部分、そういう考え方もあるのかもしれませんけれど、私たちの仕事は、行政としてしっかりとルールに沿って日々の仕事を全うしていく。町民の皆様の生活、暮らしを支えるための仕事をやっていくということに尽きます。

つきましては、いろんな町の仕事の中で、物を買ったり、工事をやったりということで、事業者の皆様との関係があるわけでありますけれども、執行が終わった後については、しっかりと気軽に相談いただくことなく、町の職員としてしっかりとルールに沿ってお支払いの手続をしていくということは、私たちの本来の役目でありますので、そこはしっかりと受け止めながらやっていきたいと思っております。

総務部としても、財務や契約事務を所管する部署であります。その責任の一端を持つ私としても、今回支払い遅延が発生したことは、非常に重く受け止めておりましすし、残念であります。

昨年4月に町では職員の人材育成方針を策定しております。

その中の職員将来像の一つに、信頼される職員ということを掲げています。

まさに、今回は信頼を失った事案でありますので、信頼をどう回復するかというのは、一人一人の職員がしっかりと目の前の仕事を全うしていくことに尽くると思っております。

研修等はもちろんありますけれども、日々の仕事の中でお互いの職員が気配り、目配りをすることで防げる事案というのは非常に多いと思いますので、そこをしっかりと私たち管理職が中心になって、日々の事務の執行管理に努めていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大原 昇君） それでは、報告第16号専決処分の報告についてはこれで終わります。

#### ◎閉会宣言

○議長（大原 昇君） 以上で、本臨時会に付議されました案件は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで、令和3年第8回美幌町議会臨時会を閉会します。

お疲れさまでした。

午前11時17分 閉会

美幌町議会議長

署名議員

署名議員